

新旧対照表

(件名) 鳥羽市民の環境と自然を守る条例(昭和48年条例第33号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
目次 第2章 生活環境の保全 第3章 自然環境の保全 第3節 緑地保全のための規制(第41条—<u>第43条</u>) (港湾事業者の責務) 第31条 鳥羽港、的矢港(<u>志摩市</u>の行政区域に係る港域を除く。)及び市の漁港(以下「鳥羽港等」という。)において事業活動を行う者は、荷役その他の事業活動に伴い貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁、物揚場、道路、その他の港湾施設又は海中に脱落し、散落し、又は飛散することを防止するため必要な措置を講じなければならない。 2・3 (略)	目次 第2章 生活環境の保全 第7節 <u>建築物の色彩及び広告物の内容の制限(第38条の5—第38条の8)</u> 第3章 自然環境の保全 第3節 緑地保全のための規制(第41条—<u>第44条</u>) 第4節 <u>保護樹木及び保護樹林(第45条—第51条)</u> (港湾事業者の責務) 第31条 鳥羽港、的矢港(<u>磯部町、阿児町</u>の行政区域に係る港域を除く。)及び市の漁港(以下「鳥羽港等」という。)において事業活動を行う者は、荷役その他の事業活動に伴い貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁、物揚場、道路、その他の港湾施設又は海中に脱落し、散落し、又は飛散することを防止するため必要な措置を講じなければならない。 2・3 (略) 第7節 <u>建築物の色彩及び広告物の内容の制限</u> (<u>美化義務</u>) <u>第38条の5 何人も、建築物を建築し、又は広告物を掲出しようとするときは、建築物の色彩又は広告物の内容によって良好な環境を害することのないよう努めなければならない。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
	<u>（美化推進地区の指定）</u> <u>第38条の6 市長は、良好な環境を確保するうえにおいて、地域の美化を積極的に推進していく必要があると認める地区を美化推進地区として指定することができる。</u> <u>2 市長は、前項の美化推進地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民の意見を聴くとともに、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>3 市長は、第1項の美化推進地区を指定したときは、これを告示しなければならない。</u> <u>4 前2項の規定は、美化推進地区の指定を変更しようとする場合について準用する。</u> <u>（行為の届出）</u> <u>第38条の7 美化推進地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。</u> <u>（1） 規則で定める建築物の新築、増築、改築、大規模修繕又は外観の過半にわたる色彩の変更</u> <u>（2） 規則で定める広告物の掲出</u> <u>2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。</u> <u>（1） 通常管理行為及び軽易な行為で規則で定めるもの</u> <u>（2） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</u> <u>（3） 国、地方公共団体その他公共的団体が公共的な目的のために行う行為</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
	<u>（指導又は勧告）</u> <u>第38条の8 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、又は勧告するものとする。</u> <u>（1） 建築物の色彩が地区の良好な環境を著しく害すると認められるとき。</u> <u>（2） 広告物の図案、文字等表現内容が地区の良好な環境を著しく害すると認められるとき。</u> <u>2 市長は、前項の規定により指導し、又は勧告する場合には、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>（みどりの監視員の設置）</u> <u>第44条 市にみどりの監視員を置く。</u> <u>2 みどりの監視員は、市民のうちから市長が委嘱する。</u> <u>3 みどりの監視員は、市の自然の保護と緑化に関する施策に協力するとともに、自然破壊の事実について市に知らせるものとする。</u> <u>4 みどりの監視員は、自然の保護と緑化について市長に意見を述べることができる。</u> <u>第4節 保護樹木及び保護樹林</u> <u>（保護樹木等の指定）</u> <u>第45条 市長は、良好な環境を確保するため、保護すべき樹木又は樹木の集団をそれぞれ保護樹木又は保護樹林（以下「保護樹木等」という。）と</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
	<u>して指定することができる。この場合において保護樹木等の保護のため必要があると認めるときは、その所在する土地の周辺の区域をあわせて樹林保護区域として指定することができる。</u> <u>（指定の手続き）</u> <u>第46条 市長は、保護樹木等並びに樹林保護区域（以下「保護区域等」という。）を指定しようとするときは、鳥羽市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。</u> <u>2 市長は、前項の指定をする場合には、規則で定めるところにより告示しなければならない。</u> <u>3 保護区域等の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。</u> <u>（指定の解除及び区域の変更）</u> <u>第47条 市長は、指定した保護区域等について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。</u> <u>2 前条の規定は、保護区域等の指定の解除及び変更について準用する。</u> <u>（標識の設置）</u> <u>第48条 保護区域等を指定したときは、その保護樹木等の所在する土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。</u> <u>2 保護樹木等の所在する土地又は保護樹木等の所有者又は占有者は正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み又は妨げてはならない。</u> <u>3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
第44条から第51条まで 削除 （指定の手続） 第55条 市長は、文化環境保存区域を指定しようとするときは、鳥羽市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。	（保護樹木等に係る行為の制限） 第49条 何人も保護樹木等を損傷し又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合はこの限りでない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。 （1） 通常管理行為、軽易な行為で規則で定めるもの （2） 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 3 第1項ただし書の許可には、保護樹木等を保護するために必要な限度において条件を付することができる。 （助言及び勧告） 第50条 市長は、保護樹木等を保護するために必要があると認めるときは、その保護樹木等及びその所在する土地の所有者又は占有者に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 （原状回復命令等） 第51条 市長は、保護樹木等を保護するために特に必要があると認めるときは、第49条の規定による許可の条件に違反したものに対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難な場合は、これに代る必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （準用規定） 第55条 第46条から第48条までの規定は、文化環境保存区域について準用する。

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>2 市長は、前項の指定をするときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。</u> <u>3 文化環境保存区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。</u> <u>（指定の解除及び区域の変更）</u> <u>第55条の2 市長は、指定した文化環境保存区域について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。</u> <u>2 前条の規定は、文化環境保存区域の指定の解除及び変更について準用する。</u> <u>（標識の設置）</u> <u>第55条の3 文化環境保存区域を指定したときは、その土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。</u> <u>2 文化環境保存区域の土地の所有者又は占有者は正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み又は妨げてはならない。</u> <u>3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。</u> <u>（漁業協同組合との協議）</u> <u>第61条 土砂の流出により水産生物に影響をあたえるおそれのある行為又は海洋（公共の用に供する河川を含む。以下「海洋等」という。）に産業廃水、し尿及び雑廃水等を排出する施設を設置しようとする者は、関係漁業協同組合と事前に十分協議しなければならない。</u> <u>2 共同漁業権の設定されている海面で潜水器（簡易潜水器具等を含む。）を使用しようとする者は、当該漁業権を有する漁業協同組合と事前</u>	<u>（漁業協同組合の同意）</u> <u>第61条 土砂の流出により水産生物に影響をあたえるおそれのある行為又は海洋（公共の用に供する河川を含む。以下「海洋等」という。）に産業廃水、し尿及び雑廃水等を排出する施設を設置しようとする者は、関係漁業協同組合の同意を得なければならない。</u> <u>2 共同漁業権の設定されている海面で潜水器（簡易潜水器具等を含む。）を使用しようとする者は、当該漁業権を有する漁業協同組合の同意</u>

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<u>に協議しなければならない。</u>ただし、人命若しくは船舶を救助する場合等緊急事態が生じたときはこの限りでない。 第68条 第34条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は3万円以下の罰金に処する。	<u>を得なければならない。</u>ただし、人命若しくは船舶を救助する場合等緊急事態が生じたときはこの限りでない。 第68条 第34条<u>及び第51条</u>の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は3万円以下の罰金に処する。